

横須賀市・葉山町消防通信指令事務協議会規約

(協議会の目的)

第1条 この協議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定に基づき、複雑多様化する消防需要に広域的に対応し、消防サービスの高度化を図るため、消防通信指令施設において行う消防通信指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することを目的とする。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、横須賀市・葉山町消防通信指令事務協議会（以下「協議会」という。）とする。

(協議会を設ける市町)

第3条 協議会は、横須賀市及び葉山町（以下「関係市町」という。）がこれを設ける。

(協議会が管理及び執行をする事務)

第4条 協議会は、関係市町の災害通報の受信、出場指令、通信統制、情報伝達等の事務を共同して管理し、及び執行する。

(事務の管理及び執行を行う場所)

第5条 協議会が事務を管理し、及び執行する場所は、横須賀市小川町11番地横須賀市消防本部内とする。

(協議会の組織)

第6条 協議会は、会長、副会長及び委員10人以内をもって組織する。

(会長及び副会長)

第7条 会長は横須賀市消防長の職にある者をもって充て、副会長は葉山町消防長の職にある者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、関係市町の消防職員のうちから、横須賀市消防長及び葉山町消防長（以下「関係市町の消防長」という。）が協議により定めた職にある者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(職員)

第10条 第4条の規定により協議会が管理及び執行をする事務（以下「担当事

務」という。)に従事する職員(以下「職員」という。)の定数及び当該定数の関係市町間の配分については、関係市町の消防長が協議によりこれを定める。

2 関係市町の消防長は、前項の規定により配分された定数の職員をそれぞれの消防職員のうちから選任するものとする。

3 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(事務処理のための組織)

第11条 会長は、協議会の会議(以下「会議」という。)を経て、担当事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第12条 会議は、担当事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第13条 会議は、会長がこれを招集する。

2 現に在任する委員の総数の3分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議の開催の日時及び場所は、会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめこれを副会長及び委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第14条 会議は、現に在任する委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事は、委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議で定める。

(関係市町の長等の名においてする事務の管理及び執行)

第15条 協議会が担当事務を関係市町の長又は関係市町の消防長の名において管理し、及び執行する場合においては、協議会は、当該事務に関する横須賀市の条例、規則その他の規程(以下「条例等」という。)を葉山町の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 横須賀市は、条例等を制定し、又は改廃しようとする場合においては、あ

らかじめ葉山町と協議しなければならない。

- 3 横須賀市長は、条例等が制定され、又は改廃された場合においては、速やかにその旨を葉山町長及び会長に通知しなければならない。

(経費の支弁の方法)

第16条 担当事務の管理及び執行に要する費用は、関係市町が負担する。

- 2 前項の規定により関係市町が負担すべき額は、別に定める負担割合によるものとする。

- 3 葉山町は、前項の規定による負担金を横須賀市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分の方法)

第17条 担当事務の用に供する財産に関しては、関係市町が協議してそれぞれ取得し、若しくは設置し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の財産の管理を行う場合においては、当該管理に関する横須賀市の条例、規則その他の規程を葉山町の当該管理に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該管理をその定めるところにより行うものとする。この場合において、第15条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第18条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合における担当事務の承継については、関係市町が協議して定める。

(協議会の規程)

第20条 協議会は、この規約に定めるもののほか、担当事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な事項に係る規程を定めることができる。

附 則

この規約は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年3月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。